



環海異聞  
卅

洋学文庫  
文庫8  
A 202  
4



49  
118  
225  
4

ん  
ん



環海異聞卷之六



大槻文庫

葬禮第七

凡そ死亡の事あれハ屍を卧さし死る様ニ  
造りある棺ニ<sup>オサム</sup>欵るあり亡者ニハ垢付ぬ衣  
服を着せ頭乃方を高くして卧し先透間々  
又法めものをし蓋をか釘を打斗りて志め以  
して寺へ送る其刻限ハ朝晩の内寺まで三度の

勤め有時をさして家内並に親類懇意乃  
者等附き随ひ行くに堂内へ棺を持こめし和尙  
唱言あり引導の如き事と見ゆ右の支済く  
附添行し近親より始えて蓋を明け置する  
棺の前へ寄り死者の口へ己をさしけり  
且其時刻は寺へ参り合せする他人の男女も其席  
に到り各火を點し蠟燭を手に持其場  
立並ひ親類中口を合せ終るは此輩も銘々亡



者の口へ口を合せ何きも合せ終りて棺乃  
蓋を釘メなりしをよき墓所へ送葬するに  
墓所より町より餘程引をたきき  
所あり墳穴の深き八尺位より一丈余  
いろくあり臨時は土はきき土地一休寒  
國故暖氣の節兼て墓原の場所より  
浅深さぬくの穴いろく有りて有り死者  
あれは施主より其穴を見立買求めて

一 葬る也 浅深の程より價の高下あり  
一 棺ハ刺刀箱の形のものにして六用き下ハ細  
棺屋ハ出来合色にして有り身代物の者ハ臨  
取み注文一死者の身の丈けと両肩との  
間くの寸法を取て訛へ造らざる也

按ハ卧棺の製と見ゆ唐土と同様  
一 棺ハあげこゝの如く昇り送り又立  
者ハつぎも蠟燭を手に持ち行くあり

一 官位有人の送葬ハ棺の上へ結を覆ふ  
品ハ種々定まる事なりと見ゆ尤冠帽  
刀劔の類をも載せ行なり

一 石碑ハ切り石にて庭のぬき石を基へする  
如くは墓の上より置く也 此方のこゝに堅く建てる  
ものを見ゆ  
其表面へ横文字の文を彫り附あり字乃  
内へ朱又金粉を入るも有り貴人の碑面の上頭ハ  
羽の生へたる人何れも手に持たる像を彫り附る也

一  
あり尤廻りよ玉垣をあり又屋根ありも  
有り賤人の墓ハ十文字よ作りあり角柱  
を卒屠婆のくく建置まて也死者  
の足の方を前くく墓并よも足の方より  
并礼する也香花を午向るといふ事と  
あり蠟燭をたてありぬるまて也

一寛政十一年己未同行の内小竹濱吉郎次病  
死彼国の宗旨よ入りたる故寺よハ送

ら以棺屋にて棺を求免死骸を飲め其  
供葬送せり右より置の穴を買受  
何きも附添葬所へ送り葬埋せり追々  
石を求免日本風の石塔を建つ碑面み  
日本國奥州仙臺牡鹿小竹濱安部屋  
吉郎治寛政十一年二月二十日七十三歳と  
彫り付供書人ハ同行の内にて真文字よ  
認免太十郎彫刻せり此節其邊の

墓原を見しは竹内徳兵衛と俗名を彫  
付あり石塔あり又享保十支テ年と彫  
あり石塔とあり是は南部より漂流せ  
者此地より止りしと聞り其輩の墓所成る  
りや数十年前の支の由又其近辺は松  
本村九平とのこり付あり石塔もあり  
是は伊勢国光太夫と同行の者よりや

祭禮第八

葬埋の後四十九日迄は墓参り家内僧を招  
三七日まで讀經念誦やの事さしるもあらず身  
分輕き者ハ小僧ももつへき者を呼ひ供養  
の讀經さしる支とあり此事始末も説り  
一忌服といふ事も見へは町家にて店賣を  
付むといふ様乃支と見當りは併衣家  
てハ人より死別の悲歎堪へは自ら

出行作業をやめて宿をたどり居て食  
事を得せし時又こゝまでハ働哭の餘り氣  
絶せし者有之杯見當きし婦人のこけて  
泣き悲ししことハ夫は別れたるものハ多ハ  
黒装束を穿し男子あく女子のこある者ハ  
必竟ハ尼とあり尼寺へ入るなりニ寺ハ  
「ソステライ」と云て「イルコツカ」よりし  
里程隔りし所ハありてこゝハ居る僧尼

一 皆黒装束なり

死別ハ男女共ニ三度までハ再縁する  
しかぬといふ旋も其中等より此の婦  
人多くハ再縁せし又男子あまハ至て知  
弱てハ後家を作て其子の生長  
を見立る女子のこあるハ其子を近  
親ニ任して其身ハ尼寺へ行也

一 毎月「オシキリセンヤ」といふ日の朝ハ前宵より

物忌して精進するは尊信する佛神の祭  
礼と又己まじく先祖亡霊の吊祭とも稱する  
や其時々寺へも行き僧の勤をよも過さ  
一月忌年忌の吊杯も事も見當らざ  
一三月の末ら四月の始の頃と覚へて土地の人々  
墓参する夏何の記り聞とて先此  
時と亦蠟燭を携へ行き火を點し午向る  
一帝業を聞き先帝の忌日と毎月祭礼あり

忌日不覚其以後の歴代諸王乃  
生辰と忌日も同前諸人寺へ行き  
寺くよて終日鐘を鳴き當今ハ  
誕生日と即位あり日を国中の  
人々祝ふあり



衛廳<sup>送</sup> 官名職掌政治兵卒武備

第九

役所<sup>並</sup> 諸官名司職政事及足輕  
武備等之事

役所、奉行兩人あり一人は市中并に近在郷  
中の取締り政務を司り一人は武官足輕等  
の者を支配す故に館内の番所も分きて  
有り下役の輩も多く見ゆ王都より此地に下

至て在番し三年又四年月は交代を

一此所の奉行ハ「エナラウ」といふ官あり夫故に皆く「エナラウ」と稱する「ヤコーツカ」

「カホーツカ」の代官ハ此所の奉行より位階早くしと聞り

後光太夫は聞りし「カホーツカ」ハ「シクニテ

「ヨル」といふ官の人「ヤコーツカ」ハ「ホーコーニ西」といふ官なり此「ヨル」ツカハ「エナラウホ

一「ヤコーツカ」又「エナラウ」ヨルといふ官の人

西人あり外は農民の方を司る

一彼等「エナラウ」ガ「子ナトル」といふ官一

「エナラウ」といふ

一丙辰の年此地に到着の節始て目通

「エナラウ」の名「ラリテノチヨコヘイイチ

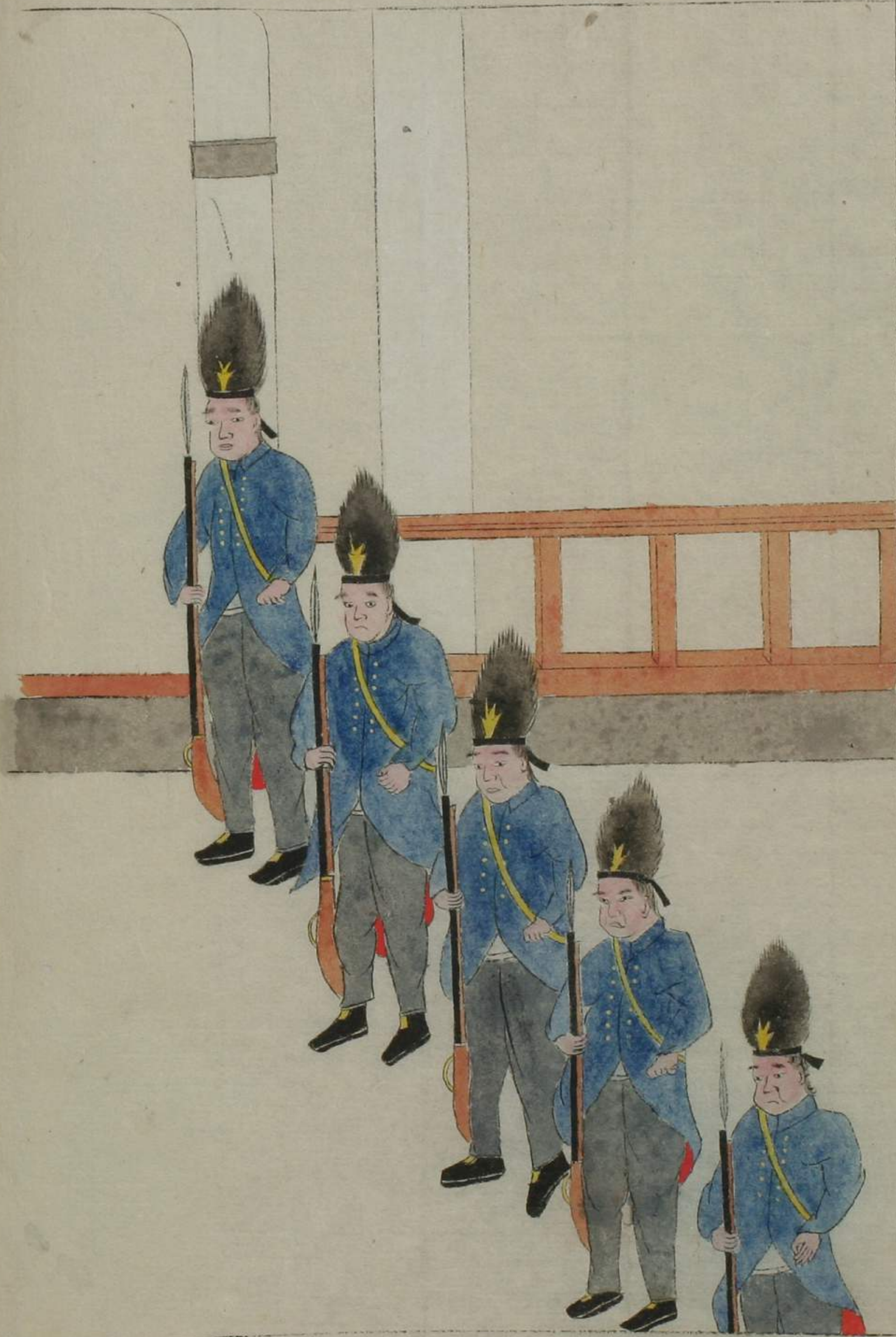
「ナアギリ」といひハ八年逗留乃間三人

交きりと覺り名ハおろしく覺へ其

中「エナラウコヘリナトリ」といへる名を人々のよ  
むしを覺ゆ又足輕等を支配する人  
よ「エナラウマヨル」と呼ひしを覺ゆこれ  
官名をありありとて其の年王都へ乃  
ゆるへき旨や渡されし奉行の名も  
「シラネハイトロイナ」何くとも稱せしと姓ハ  
忘失せりぬるが故に其の事ハ  
一妻女を伴ひ来りて在勤を妻ありき

人の妾を抱ひ置しとあり国法にて  
妻ありは妾を置事ハありぬ  
一彼所館内ハ夥く銃炮をかき置り銃炮を  
「カレヒキヤ」といふ外の武器ハ見へば足輕百人  
程了兩役所へ日勤館内左右二行ハ銃炮を  
もちてあきよく列を揃へ立ち番をかき  
尤時かきりと見ゆ銃炮ハ先きと鎧の如き物と  
附ありとのん

長崎へ来りし歩卒如此  
銃炮を持てり下は圖あり



装束も一統あり朝四時頃交代を交代の節ハ  
左右二十五人の間くは頭役立ち行列至て正しく  
銃炮の持方一列として肩並み等引揃ひ  
聊ち行義をたもめりて歩行を  
少く進退あるは頭役指引制導す此中ハ  
カザールといふ役人騎馬にて立つ是又役所ハ  
詰番一何事よと云ふ不意の支ある奉行の  
下知次第其先くへ乗り出きて己ら本所より

足輕と相共よ日く交代す

奉行市中巡見の節も其後先キ此騎  
馬の役人附き従ふあり足輕よりハ位階少  
し宜き役と云ふ

日く如此乃出勤退出の交代行列嚴整にて  
甚立派ある事なり

光大夫曰「カザールハ役所の小者なり騎馬  
の役の者ハ「カプラー」といふ足輕の上等  
あり「カザール」といふ覺へハ相違せうといふ

一此地より役人の乗馬の柁音古あり此国の  
鈴ハ金輪あり其輪の内へ足をこめ跟の  
所より馬の横腹をあはらへ進退動  
止まら様子あり

王都より所々馬場あり鞍置馬  
の柁音古専ら有る也又車を牽く馬の  
馴しこれ柁音古あるをに見まら

一役所の中平地の上はオトケイ大日晷仕つけ置らる

奉行毎月四度程一七日の初日ヲシキリセシヤ  
り日と惣町中を巡見せ車馬より六足は牽  
りて騎馬の「カザリカ」跡先は四人立ッ

光大夫曰此騎馬ハ「カキウタン」と云役人也  
是又申違へあり

足輕ハ鍬炮を例の如く持ち行列正しく供  
せし腰に劔を帯ひたるものも見の同勢都合  
廿人をあり其通行の節ハ往来の人脇へ片付

て居るがらう

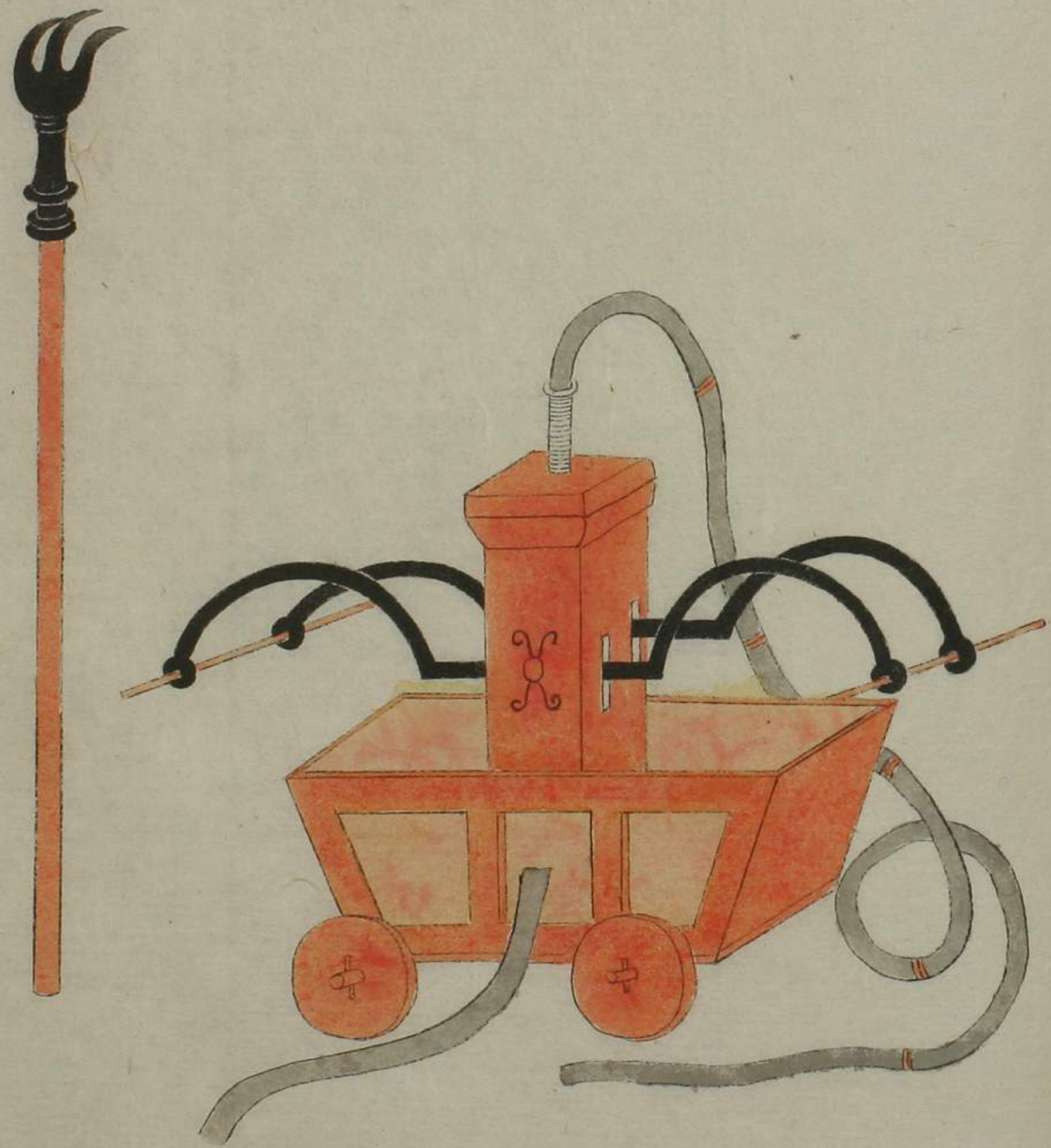
一町内出火あれば奉行も其場所へ出  
行列右の如く火消其外の者も其火事場  
へ入りまゝその丸右前後の木戸をメ切て  
外へ出さるゝ其側は足輕番を附置内は  
役人撮當りて火消の外居かゝる者を  
て専ら火を消さしむ

火消道具ハ龍吐水ハ長き皮袋の附きあり

とのく下の袋を水ある所へ引く車  
廻し吸ひあけて上の袋より水を  
出さるゝ圖下は見え

木造りの家乃井桁の如く組あげたる木  
のそみは引上げ其家を崩し破りて火を  
防く道具もあり圖下は見え

火災ハ石屋ハ木造りの家へ出  
多くハ竈の所より出づるハ其上下惣



廻り自然と火氣よて焦敗せざるを辛入  
 き遅くくく火入りやけ出さるもの  
 多しといふ但し消方厳き故數軒  
 及ふ事あり附火といふ事を聞かば  
 自火の事也

*Faint, illegible handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page.*



一惣國中へ觸渡すへき事有て王都より  
飛脚至着るまでハ其所々の府下まで  
大鼓を打ちしる在迎る居住の者とも  
此知らせる府下は集る其寄揃たる所まで渡る  
足輕町ハ惣町を放き半里斗り脇まで所々在  
足輕町を「カザル」といふ「イルゴツカセ」の地ハ千八  
百人程あり五人三人ハ王府より下りて町宿り  
居住する者を見ゆ足輕を「ルイ」サウダと「ルイ」

足輕の輩非番の節ハ其住所にて銃炮の稽  
古あり是打方の稽古のこあり以第一銃炮の持  
々々行儀を揃へ立つ時屈む時又立ち行くの  
行列皆肩並を揃へ足並をそろへ又筒先を  
一斉揃へて進退出城ある正しく持並を  
事等の稽古あり各相扇にて専ら修行を  
尤玉打もあつたり

一町家を離るるまでを々々有て燧硝を貯る

一此所ニ大筒数挺を置く竹筒口の差渡  
一尺五寸長八尺位あり其有所の教幾百  
この事をおぼくは皆車ニ載せてあり  
不慮の支出来たる時ハ何方へも引出  
行々様ニ仕掛け置まざるもの見も鉄丸  
と数々其傍ニ備へ置りう一ヶ年小  
一度宛山をたてよ一筒拂をあた蔵め置く  
一彼方石火矢の造り方を聞くと生鉄

鉄を交せし作るを旨しとせざる由是用  
ひて至る利方ありはくよと製衣  
石火矢ハ幾遍火を放ちても破損せざる  
夏なり鉄をありよと造りあるものハ三四度  
用ひまハ鉄やけて後用立せざる云又銅  
或ハかゝる物よても製衣せざるものあり但此両  
品よて造まざるハ少く用て三放し四放し  
よ至まハ乍ち用ひくきやうな物と云

銃といふものハ碎けハ直ニ粉ニある是ニ鉄  
を交て作るこきハ交してこきつくが故  
これを以て最上とせらるる

此餘のこきにて造るものハ製法も事多  
く不我くも既ニ黄銅の筒此竹をこき  
たるやうニ真直ニさげこきするものを見  
又外のこきハ極きく折まるこ銃ニ鉄を  
交せ製法もさるものハ絶て丸様の氣交へ

上者  
あきなり

此度長崎へ来りし使節乃船も数多の  
大筒を船中ニ備へ海上の用心も一度由  
聞へるは大造ある物数千里の海程多分  
ニ積このせかく右のつづくは鉄を交  
造りたる大筒数挺を持来たり是ハ形も  
小ニ数も少あり共長く用ひて損せし夫  
夫として利用宜きを主としてあるの用心

ありと聞り 鑛炮石火矢何き乃

地より割衣さるるや作所を見受り

足輕 宛行

麥 七貫六百目 是を彼国の辯にて「ア」ヒテレキサセ  
ニホントレとつふ

挽割麥 四百目 此品彼銀に直して  
九枚とある

縹半 一ヶ年ニツ

ホロケ これハ麻布にて造り股引の下をくもの

ありニ足

上着 太き羅紗にて造り袖あるの胴着三年一度

股引 三年夏冬の品両度

一町の内は「コロジマキ」に役一人あり 町年寄  
つる者と見ゆ

當時在勤の人の名「カレキサニタラハナシイ

チコシダラトフ」とつふ

此役人毎日市中を巡視して非常を敬言むね  
高物等惣て其取分役所より時の相場をたて置  
るまへ其筋等あつた心得違ふて右法不埒の

事なりあるきや等を吟味あるく其より奉  
行ハ毎月七値乃勤の日毎小惣町中巡見するあり

七日々の定日

魯西亜官職の名目先年松前人の紀聞  
せし由あるをある人所持しあり借り受て  
讀み聞かせし其詳なるを其辨へし  
名目ハ何れも聞覚えたる其稱呼の  
違ある傳聞の誤りあるへし  
彼等憶記せし所を再校し又傍注をも

あせり 俸禄の給銀ハ先大夫話説より  
補入す

- 一 正十ラウノエリトマルシヤウ 銀五万枚
- 一 正十ラウ アンセウ 大船ヲ司ル官國王 同二万五千枚
- 一 正十ラウ ポロツチク 太子ノ位ニ同シト云 同一万五千枚
- 一 正十ラウ マヨル 同一万枚

兵士を差配する官職の様は聞ゆ

- 一 へレカセウ 同八百枚

一ポ。ー。コ。ー。ニ。カ

同七百枚

一ポ。ツ。ホ。コ。ー。ニ。カ

同六百廿枚

一シ。ク。ン。チ。マ。ヨ。ル

同四百廿枚

一ヒ。リ。メ。ル。マ。ヨ。ー。ル

同四百廿枚

一シ。ク。ー。ク。ン。テ

同四百二十枚

月二四度 役所出勤

一カ。ビ。タ。ン

同三百六十枚

一ホ。ロ。ウ。キ。リ

同三百枚

一ポ。ー。ポ。ロ。ト。キ。ク

新藏此度王都ニテ此官ニ進ム故ニ服飾ニ是

同二百七十五枚

一ク。ラ。ホ。ツ。シ。キ

同二百七十五枚

一ス。ラ。ポ。ツ。シ。キ

同二百廿枚

一ヒ。ク。ザ。ン。ト

同七十五枚

一ウ。ノ。リ。ン。セ。ノ。ア。キ。リ。チ。エ。リ

此役より昇進せらるるハハイイビ

一オ。ン。デ。レ。ア。フ。ゼ。ン

一カ。ブ。テ。ナ。ル。モ。ソ

一カ。プ。ラ。ン

一サウダア

足輕

光大夫曰  
カキタラ

一カザールカ

騎馬乃役

一マトロス

一ホロツホース

船の賄

一ベトルルシヤウ

此官より軍大將を撰ぶといふ

一プラホルシターエカ」ポーホロテリ」ホローチク」カヘタン」

一セクチマヨル」ヒリメルマヨル」ポトポ」コーニカ」

此四官を用シペラチヒツア」といふ

ホーコーニカ」此四官をシタレポキヒツア」と云

一エナラウ」アンセウアレクサントロ」オロマノウイチ

ウチロシツキフ」これハ諸国より漂流し来る者を司

る官人也

光大夫曰異国人を取扱ふ役所をイノスラン

ノコレシギといふ光大夫ベトルフル内に至りし時

在勤の人をアレリサントルオロマノウイチウチロシ

ツフガウフ」といひぬりし前より言所ハ

此人の言あるへ

一ペトルブルガリの都下はコノスタヌコレンゼといふ役所あり滞留せしコノスタヌコレンゼの館乃近き所ありコノスタヌバ外国といふ事コレンゼハ役所といふ言と聞ゆ此所大役所と惣て外国より来る者を取扱ひ其人々の諸願等の取次をあたふ此国通用する国々七十七ヶ国の通詞も此所は在といふ唐通詞も凡て他国の人々へある由なり衣服飲食共は此役所より仕出し由七十七ヶ国何の国々あるや惣て

異国人此地に留る者を取扱役所にて漂流し来る者のミ司るといふは非るへ

此度国王へ目見や

付らまじ節ハ何れも有合の日本服着用可致旨の処年経候事にて着古し所持不仕儀旨やハ日本服新制衣のたえ此役所へはうとさまねたを此所ハ仕立師とある故銘く衣服の寸尺をさう仕立や付らたえと聞ゆ各引連まらる案内の人と共に其役所へ行きたるは在館の役人右ハ其外他国産きの人ありといふ至て尊實下寧ある人物ありき



何きもへ向ひ汝等とありすして住別ぬ異国  
在りて啞か不自由なる夏勝ありて吊他国より  
来り住せる者故別志て思ひやりて此度其  
国風の衣服仕立かゝの命あり各着物の寸尺と  
せられよ衣服の何きの道大幅にてたつあり  
るりよ其心得にて寸尺とせよへしく狭き  
は着用しに々又後取直と事もあり  
し大きありかゝは仕立置けは又いり共成

このく杯と怨と申せあり此役所へ初め  
衣服のゆきめけ寸尺とり一度仕立出来  
のた免と一度都合度行ききり給羽織帯三品  
出来あり此品は持来りて御覧とせり一度ハ酒肴あり出  
舞まきり

是ハ亥年歸まへ王都よりの夏なき共  
役所の名の事やせしは此に附記せり  
一大官は「セナトル」といふ名あり国相といふは官

職と見ゆ 都府は六負あり一人を呼ぶときハ  
「セナト」此数人を呼ぶハ「セナト」ツケと「ハ」其中  
「ガラフ」といふ稱號を下は連収稱する人有是ハ  
格別の事と聞ゆ 「ガラフ」ハ彦爵  
といふ意歟 王都にて漂流へ取  
扱の係りをせしハ「セナト」此の内にて「ガラフ」乃  
稱あり「リユ」ニツケ「ガラフ」と人々呼ひしあり

光大夫至りし 取異国人取扱會所の役  
人の名是と相似し又役所の名光大夫云

所ハ稍違へり光大夫ハ臆記し来る

その正名あるべき歟

光大夫往年臆記し来る彼国官階の

次第記聞を補録して前説の参考とす

カサーカ 役所の  
小使 ソーダラ 足輕 カプレン 足輕の  
上等

セリサント 在留中「トコロ」此官にて有き  
今何といふ官は昇りしや

クウポント これより五分あり  
帯劔を許さる ポホローナク ポハ半  
乃其之

カビタン 定馬にて亭主  
車に乗あり シクンテマヨル 車馬同一  
服ハ純羅紗

水色天鷲  
織の緑を附す

トリメモヨル

四足馬萌黄羅紗の服  
羅紗の緑を附

ポーポーコーニカ

ポーコーニカ

トクトル医官あり  
此官なり

アンセイフ

ゴリセイフ

此等四足馬より旗本  
とむるべき部なり

醫官ハ四等あり第一「トクトル」の官ニ

第二「シタブレツカリ」ヨルの官ニ 第三「ノカニ」官ニ

ポーチク 第四「ホキレーカレ」

「エナラー」ヨル 「エナラー」ポロツチク

是ハ六足馬より  
大名の部あり

「エナラー」 「アンセツ」 服ハ水色とく目赤黄色有

「エナラー」 「ヘートマール」シヤウ」此高官の人貞あり

禄をせ々又さる大名ハ二十一人有これを

「キニアーシイ」ヨル

「ナリシキン」ヨル 六御三家ヨル

「ムスクウ」舊都の留守居城代ハ此内ヨリ勤

む

刑獄 第十

刑は往古いづよや今ハ大辟といふ事なり。皆  
答刑あり。但罪の輕重により。打ち方の強弱  
杖数の多少あり。市中大店ある所。小店ある所の  
前両所人込みの所。は仕置場あり。仕置者ある日  
矢鞆を打ち。四方をまわす。夫故人毆布  
群りて見物。輕罪ハ伏卧。其罪の等小より  
て何十杖といふ定あり。たゞき放。ある重罪

刑獄 第十  
刑は往古いづよや今ハ大辟といふ事なり。皆  
答刑あり。但罪の輕重により。打ち方の強弱  
杖数の多少あり。市中大店ある所。小店ある所の  
前両所人込みの所。は仕置場あり。仕置者ある日  
矢鞆を打ち。四方をまわす。夫故人毆布  
群りて見物。輕罪ハ伏卧。其罪の等小より  
て何十杖といふ定あり。たゞき放。ある重罪

の者ハ磔柱ハリツケバシラとつゝ様のものニ智人ハタカを裸體ハダカとして  
手足を縛りつけ頭をうりゆる先置て背より脇腹へ  
かけ折る其打物ハ牛皮を細く裁ちて紐を巻く  
そのを棒に結ひ付たるものにて其棒を持ち紐を折  
付る打手棒を把り其紐を跨の内へ引込置たる  
をぬりて具體カクに打付る段々打る随ひ皮肉裂け爛  
き痛苦ツラ堪タげ叫號ナゲするへ打更數度ニ及へ其皮  
紐ヤコ糸イトありカ弱ヨクくある此時又新サキくあるを傍ヨリ

取替るゝ元来此皮紐ハ麻アサき皮カにて作りたる物  
故裁キリ口乃所トコロささるまじちあるもの如カ此數遍  
打ウたるより血チ影カく流ナき出デつ

雪中此刑を行ふを見たりし其廻マ數  
間の間の積雪あけは深コき

眾人後ノチハ声コエなきまも出来キき氣絶キとも見ゆる  
様子あるハ暫シくゆる先保養イせしめ又所トコロを  
かへて大店オホタナの前ノの仕置場シへつぎ行

仕置の初めハ大店の前  
ありて詰ツまるゝ見ゆ

又右の如くあるは、西所事終りて後獄屋のまへ  
よて前法の如くあるは、是重罪の者成さ

主殺親殺贖金遺  
押込強盗の類

此千強き責めて打殺すも

至るは、此責めて死ぬるは死んでも、此千

ふとき打方ありこそ、但削て即時生を害せぬ

と、此迄右都合三度及ひ、死に至ら

ざる者、厚き翦刀乃道具ありて其罪人の

厨竈を両側より押切り終る金山へ放逐するあり

尤金山の如く、遠国辺土僻在の嶋々に至

るまで、開きたる所を開くんとする土地へ追ひ下

し、新に開發するの公役もあつて、此百里の

地方杯の今の如く開け、多くは都より追下

し、各人共、この如くかせ、諸地多し、此答

刑の後、流刑の意味もある、尤久しく其遠流

乃地は在り、其人志を改免、再び罪を償ひ出せ

る者もあつて、

「イルゴーツカ」滞留中 王都の方より北奥僻遠の地  
へ放逐せしむる者人共ありて三千人程過き通る  
を見ぬる通路不便なる山中ありて往来の道を  
作らざるを聞きて今程ハ「カホーツカ」より「ヤコーツカ」迄  
の嶮難カンヤシの山路通行宜き様もありしやこれ其  
「イルゴーツカ」にて見聞ある事共く

一 獄屋を遠見したるは其内ハびくびくたる  
ものありし外圍ハ大きき丸木柱を立て並へ

貫を通し内外より見へしむる様は四重堅  
外圍は造り建たるものハ牢屋を「カストロカ」

日本のはたの国々ハ中央の山に築ししものあり  
て其の造りぬるは出入の便を以て造りしものあり  
て其の造りぬるは出入の便を以て造りしものあり  
て其の造りぬるは出入の便を以て造りしものあり

錢貨第十一

錢貨ハ通用金銀銅泉貨あり錢ハ圓形方孔の物のこ也俗人ハ思ふ程に支那

日本の外乃国々ハ中央ニ孔を穿つものあり

圓形にして両面ニ錢文あるのこ也本文その

心得として見よへ

彼国の錢貨通用の支并ニ形狀等の事未

詳細あるへを各記す

「コッペイカ」 銅錢

「センシカ」 同コッペイ一枚の半分ニ通用し止

白里地方にて通用する銅錢ハ「ソトボリ」

の形を附く止白里地方ハ加山より東北

「カミシヤ」迄までの間あり「カサシ」より「ムスクワ」

の方へハこれ等の錢通用せし 按ニ額ハ「シヒ」の地の名産より他

邦出する故也

「セリブロ」 銀錢 我國の南鑛ニ銖判ニ枚より



月方より重し當今の代は造るは稍小  
さくして昔二朱判二枚程はあつて通用  
は銅錢二十枚にて換り

「エガテリテ」先主の帝の像を鑄附する「セリ」ゴロハ銅錢百二十枚より換り又百五十枚百八十枚位はみては換るなり今代造所より月方重く銀の位宜しき故もや其中十乃附たる銀ハ形大にして價も貴し

ビヤーチコツペイカ

銀錢一枚を銅錢五枚にて

換り「ビヤーチ」ハ五あり

セイセツコツペイカ

同 一枚を銅錢拾枚にて

換り「セイセツ」ハ十也右銀錢より稍大也

ビヤーチナツゼコツペイカ 同一枚を銅錢十五枚にて

換り「ビヤーチナツゼ」ハ拾五なり

トワツサイ コツペイカ 同一枚を銅錢二十枚にて

換り「トワツサイ」ハ二十也此錢ハ又頗大也スコラ

トワツサイ<sup>ニテ</sup>

ヒヤ<sup>五</sup>キ<sup>五</sup>ニ<sup>五</sup>ツ<sup>五</sup>ペ<sup>五</sup>イ<sup>五</sup>カ<sup>五</sup>同<sup>五</sup>一<sup>五</sup>枚<sup>五</sup>を<sup>五</sup>銅<sup>五</sup>錢<sup>五</sup>二<sup>五</sup>十<sup>五</sup>枚<sup>五</sup>と

換<sup>也</sup>

ホ<sup>五</sup>キ<sup>五</sup>イ<sup>五</sup>ナ<sup>五</sup>ア<sup>五</sup>又<sup>五</sup>ベ<sup>五</sup>ッ<sup>五</sup>テ<sup>五</sup>シ<sup>五</sup>ヤ<sup>五</sup>ツ<sup>五</sup>コ<sup>五</sup>ッ<sup>五</sup>ペ<sup>五</sup>イ<sup>五</sup>カ<sup>五</sup>同<sup>五</sup>一<sup>五</sup>枚<sup>五</sup>を<sup>五</sup>銅<sup>五</sup>錢<sup>五</sup>五

十<sup>五</sup>枚<sup>五</sup>と<sup>五</sup>換<sup>也</sup>

如<sup>五</sup>帝<sup>五</sup>カ<sup>五</sup>テ<sup>五</sup>リ<sup>五</sup>ナ<sup>五</sup>シ<sup>五</sup>の<sup>五</sup>像<sup>五</sup>の<sup>五</sup>付<sup>五</sup>た<sup>五</sup>る<sup>五</sup>銀<sup>五</sup>錢<sup>五</sup>一<sup>五</sup>枚<sup>五</sup>を

此<sup>五</sup>ベ<sup>五</sup>ッ<sup>五</sup>テ<sup>五</sup>シ<sup>五</sup>ヤ<sup>五</sup>ツ<sup>五</sup>コ<sup>五</sup>ッ<sup>五</sup>ペ<sup>五</sup>イ<sup>五</sup>カ<sup>五</sup>二<sup>五</sup>枚<sup>五</sup>を<sup>五</sup>以<sup>五</sup>て<sup>五</sup>換<sup>也</sup>是

亦<sup>五</sup>前<sup>五</sup>より<sup>五</sup>へ<sup>五</sup>る<sup>五</sup>ま<sup>五</sup>じ<sup>五</sup>に<sup>五</sup>銀<sup>五</sup>の<sup>五</sup>位<sup>五</sup>至<sup>五</sup>て<sup>五</sup>よ<sup>五</sup>ろ<sup>五</sup>し<sup>五</sup>け

ま<sup>五</sup>じ<sup>五</sup>は<sup>五</sup>な<sup>五</sup>り<sup>五</sup>と<sup>五</sup>也

シリロゴト<sup>一</sup>金<sup>二</sup>錢<sup>三</sup>

大<sup>一</sup>さ<sup>二</sup>二<sup>三</sup>分<sup>四</sup>程<sup>五</sup>と<sup>六</sup>し<sup>七</sup>て<sup>八</sup>其<sup>九</sup>歩

判<sup>一</sup>より<sup>二</sup>少<sup>三</sup>し<sup>四</sup>輕<sup>五</sup>し<sup>六</sup>八<sup>七</sup>分<sup>八</sup>五<sup>九</sup>厘<sup>一〇</sup>と<sup>一一</sup>有<sup>一二</sup>へ<sup>一三</sup>り<sup>一四</sup>也

右<sup>一</sup>の<sup>二</sup>銀<sup>三</sup>四<sup>四</sup>百<sup>五</sup>枚<sup>六</sup>を<sup>七</sup>以<sup>八</sup>て<sup>九</sup>換<sup>一〇</sup>り<sup>一一</sup>又<sup>一二</sup>右<sup>一三</sup>より<sup>一四</sup>少<sup>一五</sup>如<sup>一六</sup>帝

の<sup>一</sup>像<sup>二</sup>あ<sup>三</sup>る<sup>四</sup>銀<sup>五</sup>錢<sup>六</sup>あ<sup>七</sup>ま<sup>八</sup>じ<sup>九</sup>に<sup>一〇</sup>四<sup>一一</sup>枚<sup>一二</sup>を<sup>一三</sup>以<sup>一四</sup>て<sup>一五</sup>此<sup>一六</sup>金

錢<sup>一</sup>一<sup>二</sup>枚<sup>三</sup>と<sup>四</sup>か<sup>五</sup>へ<sup>六</sup>り<sup>七</sup>

一<sup>一</sup>枚<sup>二</sup>より<sup>三</sup>五<sup>四</sup>分<sup>五</sup>より<sup>六</sup>一<sup>七</sup>文<sup>八</sup>二<sup>九</sup>文<sup>一〇</sup>五<sup>一一</sup>文<sup>一二</sup>十<sup>一三</sup>文

是<sup>一</sup>六<sup>二</sup>分<sup>三</sup>當<sup>四</sup>錢<sup>五</sup>の<sup>六</sup>大<sup>七</sup>サ<sup>八</sup>と<sup>九</sup>厚<sup>一〇</sup>サ<sup>一一</sup>一<sup>一二</sup>分<sup>一三</sup>余<sup>一四</sup>と<sup>一五</sup>

あ<sup>一</sup>ま<sup>二</sup>じ<sup>三</sup>に<sup>四</sup>少<sup>五</sup>銅<sup>六</sup>錢<sup>七</sup>も<sup>八</sup>通<sup>九</sup>用<sup>一〇</sup>と<sup>一一</sup>名<sup>一二</sup>に<sup>一三</sup>覺<sup>一四</sup>へ<sup>一五</sup>り

銅<sup>一</sup>錢<sup>二</sup>を<sup>三</sup>以<sup>四</sup>て<sup>五</sup>銀<sup>六</sup>一<sup>七</sup>枚<sup>八</sup>と<sup>九</sup>取<sup>一〇</sup>換<sup>一一</sup>る<sup>一二</sup>ま<sup>一三</sup>じ<sup>一四</sup>に<sup>一五</sup>百<sup>一六</sup>二<sup>一七</sup>十<sup>一八</sup>五<sup>一九</sup>枚<sup>二〇</sup>百

三十枚はあつたまゝに換へば又銀錢を以て方より  
出して銅錢を換ふといへば商人も両替屋も百枚  
の両替もさう也

凡そ止白里地方の銅錢と銀錢の通用も

銅錢は二貫五百枚宛布の袋へ入て置也

二貫は十貫を四つ一とし割合あり此方

にて五貫あるはといへば置の意ありへ

「ストトルフリー」拾貫「スト」ハ百と百ツ、百とつふ夏へ

トワツゼビヤジウルブリー 二貫五百「トワツゼ」も百

宛二十とつふ夏「トワツゼ」ハ五百とつ

事なり

丸に記せし寛政五年伊勢舟夫小市魯

西亜国より歸朝の帛帶來り彼国泉貨

の図あり周圍の横文字并は錢文の圖狀

共不用意にて誤りしものを見へて分明を

得は然きも此き彼きの錢貨の大图を  
 知へ今般仙臺の漂民推乃へ歸るものなく  
 長崎衙廳オヤクシヨに召上らき見る及を以其通  
 用金銀銅諸錢の更問に應て諸説を  
 事右の〜〜此諸圖粗寫せるもの〜共  
 右諸説を参へ考へるハ大畧を知へ〜故  
 此を再寫せり

此の諸圖は...  
 此の諸圖は...  
 此の諸圖は...



紙錢 銀札

「カセギナツサイ」の青白赤三色の紙札あり  
其紙をまわし見まは廻り横文字をまわしこいて  
ありこれ私よのあき知の官紙あり其紙の表  
一面は横文字書列ぬてあり

青 赤 長サ五寸 横三寸程あり  
白 長サ七寸 横三寸程あり

青札ハ銀五枚赤札も銀五枚 白札ハ銀二十枚あり

五十枚百枚まであり

此銀錢ハ三百里地方の通用なりさて  
在辺に住るものハ此札ハ脚ヲ摺まぬ有て  
もとろす 大高両替屋等にてハたろひ  
裂<sup>サ</sup>裂けたるものよても両行<sup>サ</sup>対へ見<sup>テ</sup>約束  
さへ合へハ昂ちろく「フラーツケ」<sup>ハ</sup>「ハルツカ」<sup>ハ</sup>  
<sup>の</sup>紙 杯ハ水<sup>ハ</sup>く札の様子違ふても取ら  
はく賣もの代等を受取ても遠方の所

重きをいりたるは銅錢にて數を受  
取り擔ひかゝせて持歸る之野民ハ何方ニ  
同ノ様ナリ  
此札を鷹具造ニヤ造らるものありて刑を行  
はるものも折く有きり

環海異聞卷之六終

環海異聞卷之七

尺度並里程第十二

アリシニ 此尺ハ彼邦の二尺 我國の二尺  
三寸程ありあり

か祢よて作りたるものよて専ら高店に使ふ  
此アリシニ三つを合せたる尺を

サシニ とつ木よて造る工通ある使ふ是  
を長崎に至り此方の曲尺カサシに合せ見たるよ

七尺あり彼国此「アリシ」を半分よりなる尺を  
ポアリシ「ホ」ハ半とつふ「ハ」ハ半四つ一はあつる尺を  
セキヒルト「ト」ハ半とつふあり

曲かひの木より如此造り

たゞもの

右サシシ此方の七尺とつふ尺五百合せたるが「ウーロ」  
彼一里なり此方の十一町とつうと聞ゆ

邦内道中一里毎は棒杭建てあり寛政

初年松前まで先大夫等を伴ひ来りし人  
数の内「イワン」へリ「パイチ」ハ日本人の種子今  
彼邦検地の役を勤む日本の一里とつふを  
箱館より松前の間まで間を布試し「カロ  
シ」ハの三里半の内せぬるる漂流人共は語由

附

間五郎兵衛重富「カロシ」ハの里法を和蘭天  
文書に説く所を以て考ふ説

アリシシ 彼邦 二尺 我方曲尺三寸二分五厘

ホアリシシ 彼邦 一尺 我方曲尺一尺一寸八分二厘五毫

セウエル 彼邦 六寸 我方曲尺一寸九分一厘二毫五絲

サゼン 彼邦 六尺 我方曲尺七尺九分五厘

ヨールス 彼邦 壹里 我方曲尺九町八分五厘四毫一絲七

茂實丙寅初秋同氏を司天臺の役宅に訪ふ  
光大夫来り會せり語次此言又及ふ光大夫曰  
彼六尺よりサゼンハ我國の七尺零八分は當り此

「サゼン」五百合せて彼一里「ヨールス」ありといふ

仙臺漂客より知る八分の差あり且尺乃

右サシシ一里の名「ヨールス」と稍相違せり然

共光大夫の臆記を所的實に聞ゆ此光

大夫の覺へるの説を以て證となり同

所より算計し試むるより「サゼン」  
我方尺より  
七尺零八分 五

百を合すとすハ三千五百四十尺  
三百五  
四丈 也こゝに

我方の九町八三三三三あり我



邦の一里ハ二千百六十間又て一万  
九百六十尺あり依て合考せらるよ

魯西亜の三里六六六ハ日本乃一里なり

同十里ハ 同二里七三二四八二五〇

同百里ハ 同二千七里三二四八〇

同千里ハ 同二百七十三里一四八〇

同万里ハ 同二千七百三十一里四八〇

本論中彼里数を記せらるものハ此算法を合

せて考へらるへ

和蘭書に載る所又仙臺漂客  
覚へ来らるものハ姑く取らる

叔仙臺漂客等ハイルコツカシより新都ハベルフル

カシ近ハ彼里数七千里ありと右算法に従へハ

我國の千九百十二里。三六〇なり

漂客等曰以七千里セームライニカシハ国人通

してハ所也實ハ六千七百里あり公用して

往来をせハ六千七百里の駄賃を拂ひ

せまハ高荷の通用ハ七千里なり

先年光大夫り紀聞を見るに五千八百二十  
三里とあり一書に五千九百八十二里とあり  
誤りか此日直に光大夫の質を尋りて予り道中  
記し録するものあり此間の里数暗記せし  
併予り記する所は皆道中一里毎に算計  
せるものあり誤る事あり此間必は六七  
千といふ数にあり然るに嘗て見入るるとい  
つまら是ありや

兩様或は  
傳字の

光大夫り記聞に「カシヤルツカ」より新都「  
トルゲルカ」迄は彼里数にて一万二千三百三十  
一里有りと見ゆ是其大畧をこれ正證とす  
るに予りたるものより試み我

邦の里数を改算し見よは三千三百六  
十八里一九あり

當使節携へ来り官邊へ奉りし魯西亜  
本領惣国地圖は天度をより付するもの

を披き、て新都より「ベトルブルカ」カミシヤツカ近  
 の東西直徑を測り見る、此方の里數より  
 二千二百二十八里也  
按蘭書、其国の長サ東西二百  
 七十余度、及ぬ、あり一度我  
二十八里  
 七町十二間  
 往還の道路ハ高低屈曲とある事ある、四  
 千有余里もあるへき、南北も亦數百里と見  
 ゆ、此諸国<sup>ゴウカシ</sup>迄寒の氣候不毛の地多し、其  
 本領とあり所の州郡實、世界第一の巨邦と云へ

秤量第十三

法馬

分銅

を「ベキメシ」といふ

物ヲ掛ル

此ニ金輪ヲ附ル進退スル為ナリ

衡ハ金ニテ造ル如ク、ギホウニキ  
 掉、先ニ附タルモノナリ

キニ把ル処ハ系ナリ

此系ハ物ノ輕重ニ適テ  
 自由ニ進退スルニ

「フンド」ハ九拾六匁の法馬、これを彼ハ百匁とす、

此九十六文の一ツを「ツロジシカ」といふ即これを  
九十六合と云ふハ「フアント」とあるあり

「一止我方四貫目 光夫夫ハ 四貫二十五文」といふ

千キリ  
釭ハ四貫文かゝる也又其内にてこれよりあ  
かゝるもあり大なるものハ何十貫文といふ  
大量をかゝるものもあり委しき又ハ見聞せ  
升斗といふもの見受ハ賣買もの多ハ目買と云故  
諸品秤にてかけ賣買買をあるあり

### 樂器第十四

琴 コウシケシ 絲ハ鉄のさくさくあり 真鍮と

銅とあり 四十弦あり

笛 「ドウチカ」 継<sup>ツキ</sup>笛也 つきめは銀の輪をかゝる

あり口は合にて吹笛も有名ハ不聞見

胡弓「ケレブ」 胴の方を丸の缺盆骨の下まつ

きかけてはさくさく鳴るなり  
肩下約上の辺は横え  
大骨の支なり

三弦「バライカ」

ケレプロコ

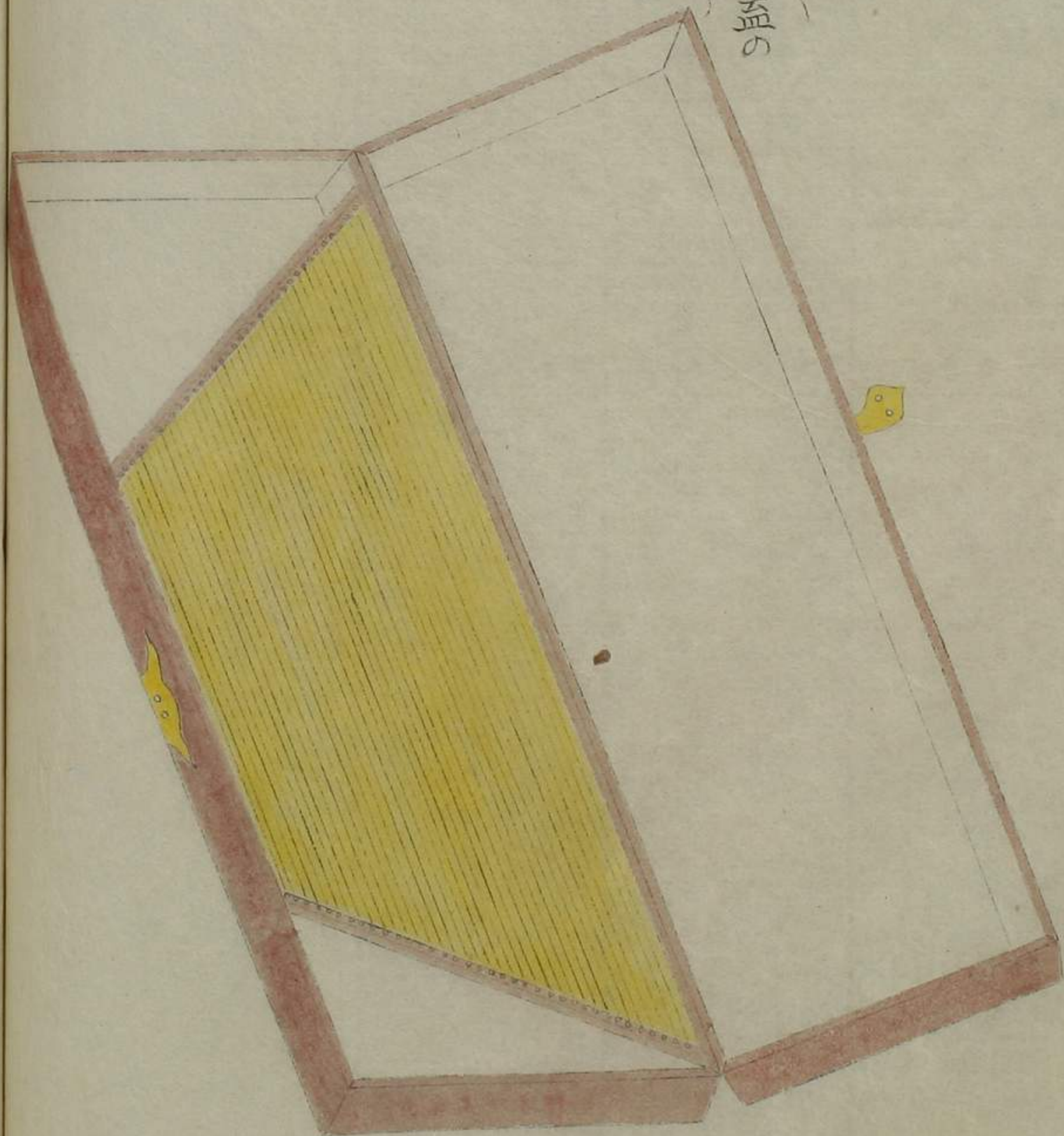


ドウチカ



ゴーミンケ

蓋ハ蝶番ニシテ  
カシセぬハ蓋の  
うちニ曲詞ヲ  
唱哥スル所ナ  
リ



ハライカ



大鼓「ハラバン」

又長サ二尺をくりよて先を圓く開き本の方

施シ回吹クハキものあり名不覚

此餘樂器シヨラクキいろくある趣オモシロシなるり見と先は

これ等の器宴ウツ御食ミケもの時用也都府より

雜劇シバクを見もろく専ら此樂器を以て合奏

有り樂人舞臺の前より並居其後辺より戲

子舞踏シヤキヨウナラリ

氣令 第十八

諸篇に於て其事に就きより一説き如く  
なり別は擧げて載せざる説もあきなり

耕農 第十九

田はあく圃のこなり地をすきて麦類を散  
蒔き糞土を用るまなす菜蔬とも同  
九十月の頃河水の上より麦類を打こなすま  
等諸篇に出せざる如く他は録せざるものなり

交易 第二十

諸篇に散して略載せざるもの如く其国は  
よりて高法色呂等の事ハ詳細あるまを不得

醫療 第二十一

内科をトクトル和蘭の外科をローカニトリス同  
伴の者とも一年疫疾を煩ふときヤリ醫師来り  
て診脈し何きとへ白き粉薬を一同に與へる  
療治中弟子も見舞来たり始終轉方もあ

き様又覺ゆ儀平痘瘡を病みし疔瘡(常の  
酒をぬらせたり薬ハ與へ以大執)して大使秘結  
せしう肛門より水銃ミツテツボウにて薬水を注射ツキコムせしむる  
通しつきたり此餘ハ何きも病みたる者あり  
故服薬せしりき医家へも往き見しり事  
ありしハ算司の如きものハ抽斗あり其内ハコレ  
ス巳入の水薬いろくあるを見あり又豆の脱落  
病人を鋸にてむき切療治せしハ「ヤコーツカ」

にて見きり其外他家にても醫治の意見  
あつらひ故に薬の様子も見聞せし病も  
何くも病あり病あり委しきあり以コレガ  
つ病ハ多き様子ハ雜事の篇に説くことせ  
大に疫病の流行せし事ありき

物産第十九

動物

魚「アレバ」 鯉「ケツタ」 鱒「コロボーシヤ」



鱈

乾シタル物  
コテレツカ

比目魚

「バートス」

鯨

「ケトウ」

右ハ嶋ニテ聞覚ヘキル名目あり

章魚

「アラ」是ハ「カミシヤツカ」語あり

「イルコーツカ」辺ハ「バイカル」といふ湖より漁る

魚類 塩藏シホツケニセるもの多ク丸の品々

「カチモリ」棘乃如き魚なり又江戸にてさんま

といふ魚の形も似多

「カシヤテレ」沙真属

仙臺の海にて漁るところに

又こいそさ免の如きものにて大魚ニ大抵四

五貫匁あり尤大ひあるものハ十二貫匁程有

丸平等ハイカ止湖へ行キ多ク取  
十二貫ニ百目の魚を得たり

背ハ亀甲形ニテ石の

如きものつく項より脊筋の尾端までい

りくあうて二分半の棘刺を生キ腮アキトニ鰓エラ

なく水吹の小孔あり又全く沙魚サメあり肉

皮付きの方ハ黄色裏ハ白マララ脂アフラ多ク骨

も柔ニ味美ク寒中ハ生魚ニテ肉氷ウ

まゝふて来るゝ常取ハ塩漬にして送るゝ

丸平等ハイカ湖へ漁獵は行き  
もろくきの記ハ別ニあり

「カ、リコ目形石首魚イシエビの如く但し頭ニ石ナシ七八寸

より二尺五寸位まであり肉白く身こたき

方あり此魚ハ夥くあり 右三種「カ、リコ目」即  
「カ、リカ」湖ニ産す

「ハ、ロ口」あいなえ 仙臺の方言  
のうき魚ハ「カ、リコ」の  
神をこふ

川にて夥く漁す場  
ケ鍋にて煮食す

「タイメシ」頭鯽の如く全身白く肉も白く味美なり

「ナレ」泥鰌トシヤウの如くにして體ぬるくも但し鬚あり

大魚にして三貫文程あり

「カ、ウシ」鮎近辺川にあり

「カ、モ」蚊カモ 風カヘヒ 大光フセイ

「カ、カ」蚕カカ 蟻 蚯蚓

蜘蛛 蜂 蜜ミヨート

蛇 シヤア

蝶 ツスイコ

鳥 ヒツセイツ

鴉 カンガテ

鶏 ニトリ  
雄 ハイトウカ  
雌 カレツ

雄鳥 ハイトウカ

卵 カマサ

燕 ツバタ 夏の内土を食て巢ふ夏此方同

雁 コクシ 三四月の間あり歸る時ハ何月と云

事をあつて人家に畜ひ置て影有  
煮焼して食料となす飲食の部詳

鴛 カトチカ 畜ひ置て食料となす

雉 ゴロイ 大サ雁の如く雌をセレと云

鳩 ゴロ 食料となす

かららん鳥 インデイツケ コレツ又 インデイカ

此鳥ハもとより畜鳥あり上等の人

食料とす中より以下の人ハ婚礼等の

重き宴集の時のつづふケセロナ家

四五十も畜めて有る

按よ「インディツケ」コレツハ印度雜の義成

へ「和蘭」ハ「カラク」ニセホ「ゲ」ニ「フ」カラク

「ハ」印度の「地名」ハ「ホ」ケ「ハ」鳥也

我邦よて「カラク」ニテウ「ハ」此「誤」漢名印

度雜あるよし

鷹 名不聞 尾の長き鳥 名不聞

鷹 見つけたる者有り 名不聞

其ものを見て名を忘きたるもの其

聞斗りをのせ置る者前のよし

「コーボリ」此もの止百里の名産之皮囊中の尤上好

とすもの之殊ハ「ハイカル」湖の辺にて取

獲るもの至テ上品之品 「ト」ニ「コ」ス「リ」ヨ「テ」射「ル」

人「カ」ガ「リ」ツ「ケ」ル「コ」ト「ソ」所「ニ」在「ル」有「リ」一「足」の「價」百

五「十」多「程」皮「銀」七「十」枚「程」之「彼」国「通」用「銀」也「大」サ「猫」

ハ「大」ク「一」テ「物」ヨ「リ」ハ「小」サ「一」拾「毛」免「程」あり

毛細く長く黒毛より赤毛を帯ひ

至テ柔くしてうつこの如く腹の辺赤色

也甚怖るへき、鉤爪あり、面黚猫の如く  
 黒毛體長サ猫の胴のふたさう如く中等  
以上の人々の衣服を用ひ足皮を縫合せたるもの  
 一まい儀平推乃へ来まり、色黯黄黒ともいふへ  
 右物語をく知乃願狀より新圖を  
 造り是を示し彼又其暗記を  
 以て是正を加ふ依て即ち其圖狀を  
 あり事尤のり

ソオボリ 貂 圖



按「ソリボリ」ハ貂鼠ナリ。漢土の辺諸國の  
産タル皮。諸書ニ見ヘ古来此皮を以テ珍  
重スル事ナリ。貂不足。續頭柏尾等の諺も有  
ナリ。和蘭ニハ是を用ヘル。ト云。彼獸譜ニ  
圖説あり。又北韓止白里地方の皮を記載  
セリ。書中ニ亦詳細を尽セリ。次ニ天工開物  
載スル所を抄シ。又小野蘭山の所説を附  
シテ参考の一トス。

天工開物 貂産遼東外徼走州地及朝鮮國其  
鼠好食松子。夷人夜伺樹下屏息悄声而射取  
之。一貂之皮不盈尺積六十餘貂僅成一裘。服貂  
裘者立風雪中更暖。十字下味入月中拭之  
即出所以貴也。色有三種。一白銀貂。一純黑  
一點黃色。而毛長者近。值一帽套已廿金。  
貂鼠(事物異名) 蒙古呼曰不魯還。朝鮮  
トツヒ朝鮮賦檄其裘舶来アリ。裏面ヲ見レハ  
至小ノ皮ニテモ縫合セ割衣ス。毛亦軟ニメ白色。

コレハ銀貂ナリ紫貂ノ皮ヲ帽縁ニ造リタル  
モノ舶来アリ裘帽風領コレナリ帽縁及裘  
領ニ用コレハ寒風ヲ防クト云

猫「コレシカ」尾長短二種あり蒙古乃産なり  
其猫の来たるを見しは甚大なりてむらぬ  
のこゝろ至て珍奇のものなり

鼠「メイシ」  
犬「ツバカ」日本の如きものあり又耳長く面の長き

とあり又下腹きまありて大なるもあり

豚「シユンヤ」毛黒或白又斑毛もあり子取りの豚  
の外ハ皆屠丸を去り畜ふて食料と爲す  
丸を去り畜ふとの肉肥て味も美なり

牛「コロワ」毛ベイゴク毛色ハ種々あり此の専ら  
日用の食料と爲す

馬「コー」牝コーニ  
北コー日本ニ替る夏なり父馬  
の外ハ皆屠丸を取り去るなり如此き丸ハ

かんはしう遠道をかけても草卧き又小鼻  
をきる也これハ息をきらぬ故ハあきといふ  
飼料ハ雜草をうり也田野中草飼場在  
これ銘々の持場ありて惣圍あり草生  
茂きんハ不残刈り取てテ置冬月の飼  
料より二度生への草生したる時其廣野ハ  
數足の馬を放ちて縦ニ食えしむ水々  
川へおきつきて飲しむるまでなり

羊ハラニ毛色黑白又班もありちりまたる毛を  
剪るはこかせハ綿のしるある是を以て羅  
紗類の毛織を織る也又皮を丸むきしりて  
賣買する一枚の價甚貴し

綿羊「ヤニ」毛長くして莖葉を著たる如し  
此毛を取り大き糸より多麻布を織る又  
あえし皮を種々の事を用の上品なり併毛皮  
ハ羊取るとはたしハ「ヤニ」綿羊の皮二百枚を以



「ハラ」羊の皮ハ五百文也

野牛「ゴジョウ」羊ニ似たり此草ハ他の皮より至テ

良好也世ニ多ク志や皮ニシテ類の物は是なり

### 木鼠

兔「カシカ」皮ハ衣服ニナリ至テ暖クナル物ニ此

物魯西亜人の食料ニナリ此ルニ獸類犬猫

乃足跡の如きもの食を以兔も猫足の如く

羊「シカ」併ヤ「ゴ」テ「ゴ」ラ「ツ」ケ「ハ」食料共ナリ

鹿「カシ」皮を剥き用ヨ草ニモ作「ト」ニコ「区」ハ馬

の如く使ヒ荷を駄して兼り行くニ又乳

汁をこして牛乳の如く用ヨ毛色ニ品々の種

類あるや色薄く斑ラれ皮をも見

按一種馴鹿「カシ」ニ  
大光曰此方の如き鹿彼方ニナリ角ハウメニ「カシ」  
ニシテ此方の鹿ニ違ハ角ニナリ毛短ク皮柔ク  
ニシテ美ニ角白クニシテ有テ白犀角の如ク又牛角  
ニ似テ大成ハ尺余ナリ

野猪 谷不覚 毛を取去テ食料ニシ

猿「カシ」尾長猿ナリ獼猴ハ見受

熊 「ミケウエケ」毛色黒又淡赤 種々あり  
尾ホーロ

海獺 「ゴージキ」  
「カンデレーツケオストロ」の海中  
よく多く獵するを見たり

海豹 「子ルバ」

獺虎 「ホフロウ」

駝 名不聞 頂の処は瘤あり惣身毛色赤又は灰色なりて  
大光ベルカウク 見や「イルゴツカ」の役所は三足飼置たるを見たり

按よ 駝なるへ

象 「スロニ」  
「ベトルフルカ」都府の町屋のうちよ

置けるを見あう四間四方程の家あり高さ  
八九尺鼻を伸せ八九尺より六尺位もあらずハ  
挽き切ると見へくとむき口六寸半り残さる四  
肺を鉄のくさりよて繫き置たり此獸馬の  
横腹をも鼻よて巻ときけり

鬼 「シヤキ」此方よて画るおにのときき図をかき  
歸国の節船をかけ「イルゲイス」山鳥の人を  
さして「ゼイカ」といひ「これ鬼人無ふまの由

植物

松名不覺 立千延る事なく 蟠屈イヒロカリをある

五葉松「スウ」材木薪棺材等よつかふ炭よし

やくちり炭「カ、ゴリ」松實「カ」に菓子よ

用ひ油よも志先てつる 夥しく有り

番瀝青 松根を剪りてしる由「セリ」に木

「リースラ」脂「シモロー」といふ水よ入るまハ昂ホ

「ロイシニシメ」富士松よ似るものよて 夥しく有堅

木あり削りたる 跡を千を以て撫まハッげ

たつ枚檜あるもの如く立千延るなり

「ケトロキイ」 志木の如き松あり 實多く附て大

さ一握り程あり能立千延る木に實ハ油ハ

も志先用る也

大葉標カシワ「タ」常の品とハ異なる五葉の松のよく

立のちりへ又「タ」にて我國よてかさ木と

呼ひ綱おと染る木は同じき物あり「カ  
ホーツカ」より「イルコーツカ」迄の道中より  
大本も見ゆかぢあるは使用す

櫻「コレゾウ」  
「ヨリヨ」大木あり花のさうぬ山櫻より國中夥  
しく有て諸材木薪等を用ゆ

樟「カノル」他国より来るより薬あるは虫のつ  
ら思為より入置く樟脳「カス」とす

赤ホ  
カラスセリワ 歸帆の節亜里士利加より橋を買

求めの木は又これに似たる異木より質堅  
く至て良材と見ゆるものを此地より求  
る先来より長崎着のころは作する  
其切き端を使節は願ひ貰ひ受て日本尺  
より作りたりしう紛失せり

竹「カメシ」此地竹は更なり他邦より来る乾  
竹あるのみなり都府より「ムスカーモリ」と云  
諸国の産物を取るる処あり此処より

長一丈二三尺の大竹ありしを見多う至て  
珍品とかなり趣きなり此度の使節も長  
崎より願の上青生竹数本載せ歸り

穀蔬菜菓

禾 コナレ 他邦より来る多くと南亞墨利加より  
渡りよし精をよし送るなり

豆 ゴロラ 木豆の類あり

大麥 エキメ 麥稈 コロモ

裸麥 ハシカキ エリセメ 蒸餅 モチ はあつを コナレ と云ふ

常食とかなり

小麥 セニイシ 梅松草 シロクシ 雑穀 コナレ

菜菔 ライジカ 蕪 ライイ

蕎麥 ケレシヨウシ 挽割 コナレ 高良買 コナレ 専ら

道中用とかなり是煮火へやうき故とす

他の麥類よりハ價二銭 銅銭 ロレ貴

挽割コロバ粉 ムツカ根コレニ蒸エ「シナナ」

麻仁 アサノミ コーピロセーシヨール

セーシヨールハ惣テ種子の麦をソル人間の種

ソル事モセーシヨールニソル之假令ハ日本人

のモ補ソル之麦を「ニツホニツケセーシヨール」

ソル麻草ハ一種の灰より晒すより至

深白あるものなり

芥子 コロセツサレ

葱 コツコロ

大蒜 コツスイコ

茸類 初茸 雜松茸 白初茸 志免ノの類有

皆食ふあまじき〜魚にもまじぬ〜ト

等とあり名皆不聞是ハ食料ニせ凡

茸五月より七月頃まで採り食ふ大抵塩

漬より用ひ生より用ひる其ハ細く裂き

挽割麥へ魚を煮出し塩を加へ草を入  
き煮食ふ

蕨

名不覺山に生きた食料とせし漂客等是  
を採り日本にて食せり如く梅へ各給へり  
を彼国の人見て馬の糞とて皆く  
笑ひた

ヤーボルキ

一種の芋淡黄にて我國の芋と  
いもの色のうき丸きいとて干

粉と菓子と作る又粉を頭髮とぬ

かく各篇に載せり

西瓜

瓢「タル」南亞墨利加にて多く見ゆ

番椒「ハイレッツ」唐山ケタイツケよりカラの交易のもの来る

乾し焦し箱入にて来る箱のとり

漢字あり歸帆の節南アメリカの

「ゴカテリナ」にて此物木となりてたちのひ

ものを見まう

胡椒

コロゴニーレ 圓「ヘイレツケ」  
アスタラカニツケ 地名「ヘイレツケ」

他邦よりも来るなり

*[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]*

数量第二十

- 一「オゼシ」 二「ドウ」 三「テレ」 四「チヤテイレ」
- 五「ビヤアジ」 六「セイシ」 七「セイム」 八「オラセム」
- 九「ゼイウエチ」 十「ゼイセツ」
- 十一「オセン」 十二「ト」 十三「ウエ」 十四「ナツサイ」
- 十五「テレ」 十六「チヤテレ」 十七「ナツサイ」
- 十八「ヒヤチ」 十九「ナツサイ」 二十「セシ」 二十一「ナツサイ」
- 二十二「セム」 二十三「ナツサイ」 二十四「オ」 二十五「セム」 二十六「ナツサイ」



十九「ゼイ、エ、ナツサイ」  
 二十「ドワツ、ナツサイ」  
 廿一「トウツ、サイ、チセシ」  
 三十「テ、レツ、サイ」  
 四十「ソ、ロー、ケ」  
 五十「ベツ、シヤ、ワ」  
 六十「セツ、レ、ソ、ワ」  
 七十「セム、ラ、シヤ、ワ」  
 八十「ホ、セム、テ、シヤ、ワ」  
 九十「セウ、エ、ノ、スト」  
 百「スト」  
 千「テイ、セツ、サ」  
 一万「ゼイ、ツ、テイ、セツ、サ」  
 二万「ド、ワツ、サイ、テイ、セツ、サ」

土俗風習第二十一

婦人惣て乳をあまり口さばり常は是を隠さん  
 故に賤婦といへども見受ふる事なす日本通辭  
 役「トコロ」の宿に在り時其妻初生の兒に  
 乳をぬく先しより始て見しき

按に阿蘭陀地方固より右のなすはり  
 聞ゆ諸国漂到せし者の話を聞し事有る  
 唐山廣東安南等も亦如是なり

土人多くハ五十六歳より始テ妻を娶るなり  
是風俗より其志ある者ハ大ニある一ツの功を  
ナク名を立ざる内ハ家の累代を求めざる様  
子なり五十六ニ成テ事を済むるとよく己ま  
より十五六より十七ハ又廿歳をのりも違ふた  
妻をとつたり

彼国と人の壽シユ天テン同トウ一イツ莫モクなれども中ナカハ九十  
歳百歳ハクニヤウなる人ヒトいさも見ゆ七シ八十ハチ以上の人を

老人ロウジンといふは六十歳の人ハ老者ロウシャといはるは  
此年齢より始テ室を有つと右より左如く  
此齡の人々の妻女至テ若年ニヤウなるもの常く  
見受ミウケしかり

七十八歳より八十歳の人腰のかがりて起行キコウする者遂は  
見せ五イハ六十歳より八十歳ハチの男ハ重荷をも持ち又大  
分を携りて遠山へ推りよめく且彼人ハ  
色々の骨折仕業シノクしても終は腰痛ウシノクむるを痛く

按は年ゆき、内は室をもくを故は精氣  
自ら光實ある故かく強健スロヤカなるもや

男女文會の夏過度は固より宜き知るあはれ  
又遠く久しく停るもあはれ歸帆の船中より  
輕き水夫共へ役人より免許して舟をかけたる  
コッペンカレコルケイスの両所より女人を樂めたり  
右の趣ある故水主共へ兼て日本長崎の湊へ着  
しなえ逗留も長からへし其地の賣女求め樂せんて

各彼国の樽は本国銅錢一箇を貯へ来まり  
然共御取扱嚴ある世の聞知る通り的事ふて中  
くそれらの夏は及ふへきやうもあはれ持歸る  
土人宿は在り閑暇なる時は室中を閑歩道遙  
して往來數十遍あるなり用夏あはれして徒は  
椅子より居る事なり假令有ても暫暇の間は  
按は養生の爲は身體を運動する故なるへし  
阿蘭陀人杯も常くかくさるるを

コシテレニシとリノ遊行同走とリノ義之通詞  
の筆これと蘭人百足をふむとリノ

中等より以上の婦人老女を分つた夫は別き女子  
斗よて男子ならぬに再嫁せし尼と成て多く

ハ別髪ニ寺 コノステラ 一行くならり幼弱よても男兒

あんに後家をたてて其児を見立て家相續せ  
るありん女子婚嫁なき内に提髪あり五六十歳に  
成ても同一様なり娘子の妻にセイカニとリノ

一

さけ髪之此故に老婆とありてもをさる人々セイ

ワロと呼ぶ女子身持あきもの有て淫行有り

又足輕杯の輕き扶持人の娘なり私に出嫁す

の所業あるもの有これ人々娶り変をせき故に

年を重よても生涯セイカニの姿にうさけ髪より

居るに右の姿の女人人目を附ら変故至て恥

らふ事之縊死の類なり自害して死せるもの佛

罰 イサト云 蒙る宗旨をたつきの者ありし其屍を車のせ

市中を牽廻し其より取捨のこく苑并りて  
寺の引道す受る夏を得てイルコツカ逗留  
中此引廻しを西度遠見たり

大富高「ケセロ」家弟某高向キの番頭  
「ヤニツカ」カホ「ツカ」邊遣し置り身  
持放埒の所業共ありて兄「ケセロ」方へ等  
用多し家歸りて後私に縊死せり是  
固より大法を行はるべき事なるふ富家の

勢あき内への取繕出来し夏に聞へ病氣  
よこりあせし趣きなりいつくの地も金次第の  
夏はやと言ひ

煙草ハ男女老若をへて服するはあはれまん  
くは吞人ありと等の人、時々慰は吞樂しこ  
さる様子なり煙管ハ金磁器様くあり惣名をか  
ニサしと焼物とあはるものを「トロ」に銀子作  
りするも見あり右へくく人々皆用るはあはれ

但渡海オホシマなる人ハ多くハ吃烟オシマなるニ是ハツンガ

梅の青眼

牙痛と云ふ病ヲ見り別ニ記す といふ病を防ぐ為んと止白里地方の

種族「ヤコウテ」「ブラーツケ」ハ至テ是を好み服オシマなる

木管オシマ

漂客等何れも煙草を好み嗜オシマ故土産の

葉多きを求め銘々おオシマ刻オシマ服オシマ

土地の人くハ右オシマ如オシマ故是を至オシマ鼻オシマ

といひ或ハけむオシマといひて避オシマけいオシマたオシマ甚オシマ

のこにオシマかりき追々獨立オシマ店借住居オシマ時

ハ他オシマ憚オシマるオシマ支オシマなりオシマ各思オシマ不オシマ休オシマ吞オシマ續オシマすオシマ

土人來オシマかり是を見オシマて大オシマ嘲オシマり笑オシマひオシマたりオシマれ

オシマ次オシマ心オシマのオシマくオシマりオシマりオシマ

鼻煙草オシマ鼻煙オシマの事オシマあり是ハ乾煙オシマの粗末オシマ

多オシマくものをオシマ撮オシマる鼻オシマより鼻オシマく支オシマなり是オシマ邪氣オシマの

外襲オシマを除オシマく為オシマす聞オシマ也是ハ人々オシマなる事オシマくその

細末オシマを貯オシマる器形オシマ印肉入オシマの如オシマくして其細オシマ六精粗種

種あり其名を「タバケリカ」といふ 按和蘭は「スイーコー」ハ「ニコトリス」といふ  
女人ハ絶て吃烟せし 但右喫煙草ハ老婦あり  
いまましく用るもの有喫て涕を垂し 鼻拭き  
拭て居るを見受けたり

按ニ政羅巴洲ハ何處の国々も惣て婦人吃  
煙ハせきと和蘭人いひしよし  
女子遠在の者の外ハ紅粉をも粧ふ男女髪  
油をつけし「ホフタ」といふき油の如く何處

割衣ハカマのうきし水ミヅ樟腦臭カウキ油を附め  
上ハ「ヤーホルキムツカ」といふものをフリカケ粉コを  
一種の芋イモ「ムツカ」粉の事ニ 菜蔬の部但上人のこか  
くいたきとん ハカマ

按ニ和蘭人も髪ハ白粉を塗りかく其品ハ何  
ものなる未と聞けし是彼地方の風俗なり  
とくも早く老成の次女をなすを貴ぶと云  
凡そ噴嚏クサメをさるる夏あまはこれを聞人 大光「スタラストイ  
タラステ」と云フ

祝する礼  
ある

噫〜なる人「シバンイバ」云々謝する

黍き、又「ナットロイヤ」云々礼する辞

按、其意味ある〜我邦人〜  
めさきハ己り古又を人の噂する〜自ら

悪言吐く〜大に異なり

環海異聞卷之七終



